

**完成日が令和7年4月以降になる方へ**  
**(被災木造住宅耐震改修支援事業)**

被災木造住宅耐震改修支援事業をご利用になる方で、完成日が令和7年4月1日以降になる場合は次のような措置をお願いします。

- ① 当初の申請については「完成日を令和7年3月31日」までとしてください
- ② あわせて完成日の変更という内容で、「高岡市被災木造住宅耐震改修支援事業変更(中止)承認申請書(様式5号)」を日付抜きで提出してください
- ③ 「申請者と施工業者の間で結ぶ契約書の完工期限も令和7年3月31日」までとし、建築政策課から「②の承認通知」が届いた時点で適正な工期に変更する手続きをしてください。なお「申請者と施工業者の間で結ぶ当初の契約書」は完成時の提出書類となりますので、必ず「令和7年3月31日」までの工期としてください

No	書類	完成日	提出
1	被災木造住宅耐震改修支援事業費補助金交付申請書(様式1)	R7.3.31	申請時
2	被災木造住宅耐震改修支援事業変更(中止)承認申請書(様式5)	実際の工期	申請時
3	当初契約書	R7.3.31	完成時
4	契約工期を変更した書類	実際の工期	不要※

※工期のみ変更した書類(契約書等)は提出不要ですが、金額を変更した場合は完成時に提出が必要です。

**【備考】**

この補助金は単年度で事業完了しなければならないという決まりがあり、前述のような措置をお願いしております。ただし、手続きを踏めば来年度まで完成期間を延長できるため、様式5をご提出いただき、それをもって完成期間を延長して参ります。